

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について														2 就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法														(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容						(2)(1)でケに○をした場合、その内容						
44	44	44	44	44	1	41	16	7	33	27	26	9	0	9	9	31	3	2	0	6	2	8	8					
茨城県	水戸市	水戸市教育委員会事務局教育部 学校教育課	029-306-8673	school.edu@city.mito.lg.jp	http://www.city.mito.lg.jp/000042/000121/000122/p001344.html	○	○		○	○							○											
茨城県	日立市	日立市教育委員会学務課	0294-22-3111	gakumu@city.hitachi.lg.jp	http://www.city.hitachi.lg.jp/	○	○		○	○	○	○	○				○											
茨城県	土浦市	土浦市教育委員会学務課	029-826-1111	gakujij@city.tsuchiura.lg.jp	http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000090.html	○			○	○	○	○					○											
茨城県	古河市	教育部 教育総務課	0280-22-5111	kyoiku.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp	http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/	○	○		○							○	民生委員を対象に文書を配布。						○	【準要保護】 ・新規申請については、事前に電話連絡を受け収入等の状況を確認後、窓口での申請となる。 ・継続申請については、次年度案内と申請書を直接保護者へ郵送。				
茨城県	石岡市	教育総務課	0299-43-1111	kyoikusoumu@city.ishioka.lg.jp	http://www.city.ishioka.lg.jp/page/dir000508.html	○	○		○								○											
茨城県	結城市	教育委員会学校教育課	0296-32-9997	school@city.yuki.lg.jp	http://www.city.yuki.lg.jp/page/page01223.html	○			○								○											
茨城県	龍ヶ崎市	教育委員会教育総務課	0297-64-1111	kyoikusoumu@city.ryugasaki.ibaraki.jp	http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kyoikuinkai/	○			○	○							○											
茨城県	下妻市	下妻市教育委員会学校教育課	0296-44-0740	gakko@city.shimotsuma.lg.jp	http://www.city.shimotsuma.lg.jp/	○			○	○	○						○											
茨城県	常総市	常総市教育委員会学校教育課	0297-44-6346	kyouigakumu@city.joso.lg.jp	http://www.city.joso.lg.jp/jumin/kosodate_kyoiku_sports/kyoiku/oshirase/1421306444263.html	○	○		○	○	○						○						○	・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給において、新小1は就学時健康診断時に、教育委員会より保護者へ制度案内及び申請書を配布。 ・新中1は、同時期に学校を通じて制度案内及び申請書を配布。				
茨城県	常陸太田市	教育総務課	0294-72-3111	gakumu2@city.hitachiota.lg.jp	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/dir004343.html	○			○	○							○											
茨城県	高萩市	教育総務課	0293-23-1131	k-soumu@city.takahagi.lg.jp	http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/	○			○	○	○						○											
茨城県	北茨城市	北茨城市教育委員会	0293-43-1111	ky-soumu@city.kitaibaraki.lg.jp	http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/	○	○	○	○	○	○																	
茨城県	笠間市	笠間市教育委員会 学務課	0296-77-1101(内線373)	gakumu@city.kasama.lg.jp	http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/kyoiku/application/subsidi/entering-school.html	○			○	○							○						○	学用品費および給食費の滞納が続いており、その理由が経済的なものである場合、学校の事務職員が保護者に対して就学援助制度の案内及び申請書の配布をする。				
茨城県	取手市	取手市教育委員会 学務給食課	0297-85-6154	gakkou-kyoikuka@city.toride.lg.jp	https://www.city.toride.ibaraki.jp/	○		○	○	○	○						○											
茨城県	牛久市	教育委員会教育総務課	029-873-2111	kyoiku@city.usiku.ibaraki.jp	http://www.city.ushiku.ibaraki.jp	○			○	○	○						○											
茨城県	つくば市	教育局 学務課	029-883-1111(内)4790	edo030@info.tsukuba.ibaraki.jp	https://www.city.tsukuba.ibaraki.jp	○			○	○	○	○					○											
茨城県	ひたちなか市	学務課	029-273-0111	gakumu@city.hitachinaka.lg.jp	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/bamen/5/5/7075.html	○	○		○	○	○	○					○											
茨城県	鹿嶋市	教育委員会事務局 鹿嶋っ子育成課	0299-82-2911	kashimako1@city.ibaraki-kashima.lg.jp	http://city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=4900			○	○	○	○						○											
茨城県	潮来市	学校教育課	0299-63-1111	ed-school@city.itako.lg.jp	http://www.city.itako.lg.jp	○			○	○	○							○										
茨城県	守谷市	学校教育課	0297-45-1111	gakkou@city.moriya.ibaraki.jp	http://www.city.moriya.ibaraki.jp/kuashi/kyoiku/gakko/shochu/enjo.html	○	○		○	○					○	市役所庁舎内にあるモニターで周知	○											
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市教育委員会 学校教育課	0295-52-1111(内線338)	gakyou@city.hitachiomiya.lg.jp	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/news.php?code=558&category=2	○	○		○	○							○											
茨城県	那珂市	学校教育課	029-296-1111(内線8278)	gakkou-k@city.naka.lg.jp	http://www.city.naka.lg.jp/page/page000671.html	○			○	○	○						○											
茨城県	筑西市	筑西市教育委員会 学務課	0296-22-0181	gakumu@city.chikusei.lg.jp	http://www.city.chikusei.lg.jp/page/page002329.html	○	○		○	○																		
茨城県	坂東市	教育委員会学校教育課	0297-35-2121	gakko@city.bando.ibaraki.jp	http://city.bando.lg.jp/	○	○	○	○	○	○					○	児童扶養担当課が、受給者へ通知するときに、就学援助のお知らせを同封していただいている。	○						○	前年度認定者には民生委員を通じて申請書を配布			
茨城県	稲敷市	教育学務課	029-892-2000		ウェブサイトの問い合わせページよりお問い合わせください http://www.city.inashiki.lg.jp/index.html	○			○	○	○						○											
茨城県	かすみがうら市	教育委員会学校教育課	029-897-1111		https://s-kantan.com/city-kasumigaura-ibaraki-u/offer/userLoginDispNon.action?empSeq=2037	○			○	○	○					○	新入学説明会時に学校で就学援助制度の書類を配布している	○										
茨城県	桜川市	学校教育課	0296-55-1198	gsoumu_g@city.sakuragawa.lg.jp	http://www.city.sakuragawa.lg.jp/sp/	○	○		○	○	○						○											
茨城県	神栖市	教育委員会学務課	0479-44-6493	gakko@city.kamisui.lg.jp	http://www.city.kamisui.ibaraki.jp	○		○	○														○	・就学前の説明会や市のホームページ等で周知する。 ・父母離婚等により児童扶養手当の相談をされた保護者に対し担当課から教育委員会へ案内を依頼し、教育委員会へ直接申し込みを行う。				
茨城県	行方市	行方市教育委員会学校教育課	0291-35-2111	name-gakkyo04@city.namegata.lg.jp	http://www.city.namegata.ibaraki.jp/	○			○	○							○											
茨城県	鉾田市	教育委員会 教育総務課	0291-37-4340	gakkou@city.hokota.lg.jp	http://www.city.hokota.lg.jp/page/page000856.html	○			○	○					○	就学予定児童健康診断実施案内通知に同封	○											
茨城県	つくばみらい市	つくばみらい市教育委員会学校教育課	0297-58-2111	gakkou01@city.tsukubamirai.lg.jp	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=590	○	○		○	○	○	○					○											

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法						(2) (1)でキに○した場合、その内容			
ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2) (1)でケに○をした場合、その内容						ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2) (1)でキに○した場合、その内容					
該当団体	44	44	44	44	1	41	16	7	33	27	26	9	0	9	9	31	3	2	0	6	2	8	8				
茨城県	小美玉市	教育委員会 学校教育課 学務係	0299-48-1111	gakko@city.omitama.lg.jp	http://www.city.omitama.lg.jp	○		○	○															○	・新入学説明会時に制度案内を配布。 ・希望者に各学校もしくは教育委員会から申請書を配布。		
茨城県	茨城町	茨城町教育委員会学校教育課	029-240-7121	hiroko_i@town.ibaraki.lg.jp	http://www.town.ibaraki.lg.jp/kosodate/nyuugaku/gakkou/school/tetuduki/1454128562446.html	○		○		○																	
茨城県	大洗町	学校教育課	029-267-5111	gakukyo@town.oarai.lg.jp	http://www.town.oarai.lg.jp/	○			○																		
茨城県	城里町	学校教育グループ	029-288-7010	gakkou@town.shirosato.lg.jp	http://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000012.html						○																
茨城県	東海村	教育委員会 学校教育課	029-282-7177	kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp	http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/	○			○		○				○	入学説明会及びPTA総会時に制度周知チラシを保護者へ配付。	○							○	前年度認定者には、教育委員会から申請書を郵送。		
茨城県	大子町	大子町教育委員会事務局 学校教育担当	0295-79-0170	kyouiku@town.daigo.lg.jp	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/	○	○				○																
茨城県	美浦村	学校教育課	029-885-0340	gakkou@vill.miho.lg.jp	http://www.vill.miho.lg.jp	○				○	○																
茨城県	阿見町	阿見町教育委員会 学校教育課	029-888-1111	gakkokyo@town.amii.lg.jp	http://www.town.amii.lg.jp/	○			○	○	○				○	民生委員協議会にて、民生委員に周知	○										
茨城県	河内町	教育委員会事務局 学校教育グループ	0297-84-3322	kyouiu@town.ibaraki-kawachi.lg.jp	http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/						○	○															
茨城県	八千代町	学校教育課	0296-48-1519	gakkou02@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp	http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page000488.html	○	○		○	○	○				○	就学時健診時に保護者向けの説明をするよう各学校へ依頼	○										
茨城県	五霞町	教育委員会 学校教育グループ	0280-84-1462	kyouiku@town.goka.lg.jp	http://www.town.goka.lg.jp	○	○																				
茨城県	境町	教育委員会 学校教育課	0280-81-1325	gakumu@town.sakai.ibaraki.jp	http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000710.html	○			○																		
茨城県	利根町	学校教育課	0297-68-2211(内線303)	gakkou@town.tone.lg.jp	http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000402.html	○									○	・就学時健康診断の保護者説明時に説明 ・民生委員定例会にて制度説明、周知依頼								○	・教育委員会が希望者に対して直接制度案内、聞き取りを行う。 ・滞納等相談があった場合は教育委員会へ連絡してもらい各 学校へ周知		

II 平成29年度準要保護認定基準		(1)平成29年度における準要保護認定基準																	(2)(1)で○、又は子に○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)で○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)で○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率				
①都道府県	②市町村	ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村税の非課税	ウ.市区町村税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変更と自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)	(4)(1)で○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
																						課税所得等の分類	基準額の時期								
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	その他	当該年度	234			12		44	
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満
茨城県	土浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									15%未満
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	その他	約350					5%未満
茨城県	石岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前々年度	302					10%未満
茨城県	結城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.6	その他	その他	338					10%未満
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	前年度	360					15%未満
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	その他	250					10%未満
茨城県	常総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	その他	293					15%未満
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	3年前の年度	342					10%未満
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									15%未満
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	276					15%未満
茨城県	取手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	338					15%未満
茨城県	牛久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.15	課税所得	前年度	331					10%未満
茨城県	つくば市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	390					10%未満
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(税引き前)	当該年度	415					5%未満
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	317					10%未満
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									5%未満
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	251					10%未満
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	280					10%未満
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	当該年度	244					10%未満
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	340					10%未満
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	405					10%未満
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	239					10%未満
茨城県	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	前年度	302					5%未満
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	220					10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(税引き前)	前年度	354					10%未満
茨城県	行方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	その他	前年度	285					5%未満
茨城県	銚田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	298					10%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																												(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項								
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	44	1	1	0	4	5	4	40	40	0	1	1	0	4	4	4	40	39	0	7	7	0	0	0	0	1	0	0	27	27	0	11	11	11	2	1	0	22
茨城県	小美玉市							○	11,420								○	40,600																				新入学児童生徒学用品費等は、1年生のみ。
茨城県	茨城町							○	11,420								○	20,470													○	6,000	6,000					
茨城県	大洗町							○	11,100								○	19,900																				実費支給の支給平均額はH28年度の実績額を記入。
茨城県	城里町							○	11,420								○	20,470													○	5,000						
茨城県	東海村							○	11,420								○	40,600																				小学校は修学旅行費は支給対象外。
茨城県	大子町							○	3,420								○	20,470													○	6,000						支給平均額については、平成29年度予算計上単価を記入。
茨城県	美浦村							○	11,420								○	40,600													○	15,000						
茨城県	阿見町							○	11,420								○	40,600													○	8,500						
茨城県	河内町							○	11,420								○	40,600				○	22,000									○	21,490	16,174				平均支給額は28年度の実績額。
茨城県	八千代町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
茨城県	五霞町							○	11,420								○	40,600																○	21,490			
茨城県	境町							○	11,420								○	20,470													○	23,128						平均支給額:28年度の実績額より
茨城県	利根町							○	11,100								○	19,900														○	20,600	20,600				

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1)費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	44	1	1	0	4	4	4	40	39	0	1	1	0	4	4	4	40	39	0	6	6	0	0	0	0	1	0	0	30	30	0	13	13	13	2	1	0	17
茨城県	小美玉市						○	22,320									○	47,400									○	77,475								・新入学児童生徒学用品費等は、1年生のみ。		
茨城県	茨城町						○	22,320									○	23,550												○	65,000	65,000						
茨城県	大洗町						○	21,700									○	22,900									○	73,549								・実費支給の支給平均額はH28年度の実績額を記入。		
茨城県	城里町						○	22,320									○	23,550									○	73,000										
茨城県	東海村						○	22,320									○	47,400												○	57,590	57,590						
茨城県	大子町						○	9,320									○	23,550									○	75,000								支給平均額については、平成29年度予算計上単価を記入。		
茨城県	美浦村						○	22,320									○	47,400									○	71,860										
茨城県	阿見町						○	22,320									○	47,400									○	68,000										
茨城県	河内町						○	22,320									○	47,400		○	0									○	57,590	57,290				・平均支給額は28年度の実績額。 ・上限額は29年度の金額。		
茨城県	八千代町			○	22,320	22,320								○	47,400	47,400														○	57,590	57,590						
茨城県	五霞町						○	22,320									○	47,400															○	57,590				
茨城県	境町						○	22,320									○	23,550									○	67,261								平均支給額:28年度の実績額より		
茨城県	利根町						○	21,700									○	22,900												○	55,700	55,700						

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	44	41	3	3	5
茨城県	水戸市	○			・「Ⅱ 平成29年度準要保護認定基準」の設問において、(1)でソに○をしたが、係数を超えたときは民生委員が訪問調査し、その所見に基づき、特別の事情により係数を超えない者に準ずる場合は認定とする。 ・生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業について、保健福祉部生活福祉課で平成28年度から、要保護世帯に対し実施。平成29年度から、対象を準要保護世帯にも拡大した。
茨城県	日立市	○			
茨城県	土浦市	○			
茨城県	古河市	○			ひとり親世帯への小学生給食費免除および、児童クラブ保護者負担金免除
茨城県	石岡市	○			
茨城県	結城市	○			
茨城県	龍ヶ崎市	○			
茨城県	下妻市	○			
茨城県	常総市	○			
茨城県	常陸太田市	○			
茨城県	高萩市	○			
茨城県	北茨城市	○			
茨城県	笠間市	○			
茨城県	取手市	○			
茨城県	牛久市		○		成長に伴って着れなくなってしまう体操服や卒業後不要になった制服等をPTA役員等が中心となって、就学时健康診断や新入学保護者説明会等で希望する人へ譲渡している。 ※就学援助世帯に関係なく、すべての世帯が対象。
茨城県	つくば市	○			
茨城県	ひたちなか市	○			
茨城県	鹿嶋市	○			入学祝品としてランドセルを支給 ・市内幼小中学校在籍の児童生徒が3人以上いる世帯において、特定の要件を満たす場合、3人目以降の給食費を免除とする「第3子以降給食費免除」を行っている。 ・鹿嶋市では入学祝品としてランドセルを支給しており、小学校の新入学用品費については、ランドセルの価格等を考慮して単価を決定している。
茨城県	潮来市	○			
茨城県	守谷市	○			
茨城県	常陸大宮市	○			
茨城県	那珂市	○			
茨城県	筑西市	○			
茨城県	坂東市	○			
茨城県	稲敷市	○			
茨城県	かすみがうら市	○			収入要件を超えている場合でも、入院・家族の介護・会社の倒産等諸事情がある場合には個別に聞き取りをし、必要に応じ認定している。
茨城県	桜川市	○			
茨城県	神栖市	○			
茨城県	行方市	○			
茨城県	鉾田市	○			
茨城県	つくばみらい市	○			

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	44	41	3	3	5
茨城県	小美玉市	○			
茨城県	茨城町	○			
茨城県	大洗町	○			
茨城県	城里町	○			
茨城県	東海村	○			
茨城県	大子町	○			
茨城県	美浦村		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
茨城県	阿見町		○		阿見町第9子以降学校給食費の免除
茨城県	河内町	○			
茨城県	八千代町	○			
茨城県	五霞町	○			
茨城県	境町	○			
茨城県	利根町	○			